

診療報酬の算定方法の改正のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成25年9月30日付.保医発0930第3号. 平成25年10月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたので、 取り急ぎご案内申し上げます。

謹白

記

◎留意事項の改正及び保険適用範囲が追加された検査項目

測定項目名	測定方法	保険点数	区分
サイトケラチン19(KRT19) mRNA検出	OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification)法	2400点	区分番号「D006-8」 サイトケラチン19(KRT19) mRNA検出 (血液学的検査)

視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は大腸癌 腸癌 開高所属リンパ節中のサイトケラチン19(KRT19) mRNA の検出によるリンパ節転移診断及び術式

改正後

の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、OSNA(One-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1 回に限り算定する。

術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、

摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン19(KRT19)mRNA の検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA(One-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。

現行

下線部が追加変更されました。

裏面に続きます。



◎新たに保険点数が新設された検査項目

測定項目名	測定方法	保険点数	区分
結核菌群イソニアジド耐性 遺伝子検出	ハイブリダイゼーション法	850点	区分番号「D023」 微生物核酸同定·定量検査 (微生物学的検査)

- ア 結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群 リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。
- イ 当該検査は、同時に結核菌を検出した場合に限り算定する。
- ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、 主たるもののみ算定する。
- エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

◎留意事項が改正された検査項目

測定項目名	保険点数	区分
結核菌群リファンピシン耐性 遺伝子検出	850点	区分番号「D023」 微生物核酸同定·定量検査 (微生物学的検査)

改正後	現行
ア 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 イ 当該検査は、「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。 ウ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。	ア 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 イ 当該検査は、「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

下線部が追加されました。

測定項目名	保険点数	区分
結核菌群ピラジナミド耐性 遺伝子検出	850点	区分番号「D023」 微生物核酸同定·定量検査 (微生物学的検査)

改正後	現行
ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。 イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 ウ 当該検査は、「6」結核菌群核酸検出を併用した	ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。 イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 ウ 当該検査は、「6」結核菌群核酸検出を併用した
場合は、主たるもののみ算定する。 <u>エ 当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる</u> <u>患者を対象として測定した場合のみ算定できる。</u>	場合は、主たるもののみ算定する。

下線部が追加されました。